一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会

社員規約

（目的）

第１条　本規約は、一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会（以下「当法人」という。）定款第５条の規定に基づき、当法人の社員の入社及び退社に関し、必要な事項を定め、社員の地位の安定を図ることを目的とする。

（社員の種別）

第２条　定款第５条に規定する社員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、Ａ種社員及びＢ種社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（１）　Ａ種社員：当法人に入社した社員のうち、理事に就任している者。
Ａ種社員は、社員総会及び理事会での議決権を有する。
当法人は、Ａ種社員に対し、役員報酬規約に基づき役員報酬を支給する他、業務に関する交通費・宿泊費等を支給する。

（２）　Ｂ種社員：当法人に入社した社員のうち、Ａ種社員でない者。
Ｂ種社員は、社員総会での議決権を有する。
当法人は、Ｂ種社員に対し、年に１回を上限とし、社員総会出席に関わる交通費・宿泊費等を支給する。

（入社手続）

第３条　当法人の社員になろうとする者は、所定の入社申込書に、履歴書及び住民票（又は身分を証明する書類）を添付して、当法人に提出しなければならない。ただし、代表理事が必要と認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

２　当法人への入社の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

（１）　成年被後見人又は被保佐人でない者であること。

（２）　過去に当法人の社員であった者は、当法人の社員の資格を喪失してから２年以上経過していること。

（３）　以下の内容について理事会で精査をおこない、社員としてふさわしいと認められる個人であること。

①　当法人の事業に関する経験、当法人が主催するセミナーの受講状況、療養費に関する学識の程度等（つまり２年以上の局活動の実績があり、局が認めた者）

②入社申込書及び添付された関係書類等

３　代表理事は、理事会において入社の可否を決定したときは、入社決定通知書により、入社申込者に通知する。

（社員名簿）

第４条　入社を認められた者は、社員の種別ごとに社員名簿に登録する。

２　社員名簿に登録された社員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

（年会費）

第５条　社員の年会費は、金５０，０００円とし、当法人の別途指定する口座に振り込み支払うものとする。なお、振込手数料は社員の負担とする。

２　当法人に雇用される使用人（事務局職員）が入社する場合の年会費は、金５，０００円とし、当法人の別途指定する口座に振り込み支払うものとする。なお、振込手数料は社員の負担とする。

３　社員の年会費は、毎年 10 月 1 日からその翌年 9 月末日までを 1 年度とし、入社年度分は入社月の前月 20 日までに、継続する者は毎年 9 月末日までに前納するものとする。

４　社員の募集期間は毎年 7 月 1 日~8 月 31 日迄とし、年度の途中での入社は行えないものとする。

５　納入された年会費は、いかなる理由があろうとも返金は行わない。

（退社）

第６条　社員は、所定の退社届を提出して、任意に退社することができる。

２　前項の規定により社員が退社したときは、社員名簿の登録を抹消する。

３　定款第８条及び同第９条の規定により、退社以外の事由により社員の資格を喪失した場合については、前項と同様に社員名簿の登録を抹消する。

（再入社）

第７条　過去に当法人の社員であった者（退社後１年以上経過している場合）で再入社を希望する場合には、第３条の規定を準用するほか、次の各号による。

（１）　定款第９条第１項第１号により資格を喪失した者は、その喪失理由が解消されたことを証明しなければならない。

（２）　定款第９条第１項第５号により資格を喪失した者は、その滞納金を弁済した後でなければ再入社申込みを行うことができない。

（３）　定款第７条により退社した者について、未納の年会費がある場合には、その滞納金を弁済した後でなければ再入社申込みを行うことができない。

（補則）

第８条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附　則

この規約は、平成２９年２月２７日に制定する。

この規約は、平成２９年１０月１日から施行する。

この規約の一部を改訂し、平成３０年１２月２日から施行する。

この規約の一部を改訂し、令和３年１０月１日から施行する。